

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②後期高齢者医療保険料の徴収及び消込の管理 ③後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 ④後期高齢者医療広域連合への情報提供 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する
③システムの名称	後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・統合宛名システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 第2条の表115の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉部 保険年金課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7119
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書や記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②システムの名称	後期高齢者医療システム・統合宛名システム・中間サーバ	後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・統合宛名システム・中間サーバ	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	番号法の改正に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の80及び83の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の82の項 ※別表第二の80、82及び83の項に係る主務省令は未公布	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の80及び83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82の項	事後	番号法の改正に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	組織変更のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民生活部 保険年金課 愛知県愛西市諏訪町池埋500番地1 0567-25-1111	健康福祉部 保険年金課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	事後	庁舎移転のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 井戸田 憲二	保険年金課長 横井 誠	事後	所属長変更のため
平成30年5月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	0567-26-8111	0567-55-7120	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0567-26-8111	0567-55-7119	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0567-26-8111	0567-55-7119	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	保険福祉部 保険年金課	事後	部名変更のため
令和3年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 保険年金課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7119	保険福祉部 保険年金課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7119	事後	部名変更のため
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の80及び83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の80及び83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	・番号法第9条第1項 別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の80及び83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 第2条の表115の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 第2条の表117の項	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	2) 十分である 判断の根拠: 特定個人情報に関する記載のある文書や記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じている。	事後	様式変更に伴い追加
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策	—	9) 従業員に対する教育・啓発 判断の根拠: 毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。	事後	様式変更に伴い追加